

広報 NO. 56

しかべ



3月号

春の芽

長かった冬からさめ、残雪の間から春の新芽が顔を出しました。

鹿部高台にある農漁業校成財困の“れき耕ハウス”では、イチゴの栽培が終り、トマト、キュウリなどの栽培が始まりました。

まだ青味がかかったトマトが市場や店頭にならぶのは、五、六月頃ですが、ここでも、うららかな春が感じられました。

満七〇才以上の老人の医療費が無料になりました

《申請が必要ですよ》

本年の一月から、道と市町村が一体となって、老人福祉対策の中で老人に対する医療費の無料化が実施されております。

これまで長年社会に貢献したお年寄りが、病気になるっても安心して治療ができるよう制度化されたものです。

この医療費無料化の制度に該当する人は次の人です。
該当する人は今すぐ申請しましょう。

▽対象者

満七十才以上の老人（明治三十五年）一月以降に生れた方も満七十才になり次第対象になります。ただし現在生活保護を受けている方は除きます。

▽申請と認定

満七十才になった方は、役場民生課に申請して下さい。
（必ず、健康保険証と印鑑をご持参下さい。）
保険の内容を確認し、鹿部村老人医療費受給資格者証を交付します。

▽異動の届出

申請の内容に異動（健康保険の変更、世帯主の変更、住所の異動など）があった場合は届出を

すること。

▽病院にかかる時
病院に行くときは、資格証と保険証を持って行って下さい。

① 資格証に附加給付、②の方でも、病院によっては資格証を持ってもらえないところもあります。この場合は病院にかつた内容の証明を貰って、役場にその請求をして下さい。

③ 資格証に附加給付、④の場合は今までどおり病院の窓口料金を支払い役場に請求していただきます。

診療内容については、病院から直接役場へ送ってくださるところ以外は、本人がその内容を病院から貰って、役場に出して下さい。

▽助成対象外

① 保険診療で認められない注射薬を希望した分。
② 入院の場合の基準外の入院料の差額金
③ 歯科の場合の特殊材料外

満七十才になった方には役場で洩れないようにしておりますが万一洩れている方は、今すぐ申請して下さい。

国民健康保険被保険者証

（保険証）の検認を受けよう

検認は、国民健康保険の被保険者資格や異動などの状況を再認し、被保険者証（保険証）が正しく使用されるようにするもので、全道いつせいにやられます。

世帯主のかたは、つぎの期間中に現在使用している被保険者証を役場に持参し、必ず検認を受けてください。また、学生や出かせぎなどで、その人だけの被保険者証の交付を受けている場合は、検認の期間内にまにあうよう送付してもらおうなど、できるだけ同時に検

認を受けるようにしてください。

検認期間は
昭和四十七年四月一日から
四月三十日までの一カ月間です。

この期間内に検認を受けなかった場合は、五月一日以降被保険者証が無効となり使用できませんので、ご注意ください。

そのほか、わからないことがありましたら役場民生課におたずねください。

役場 電話5 131 552 217番
民生課 内線52 53番

消防団長に盛田元一氏再選



木村 剛
再選された消防団長



盛田 元一
消防団長

鹿部村消防団幹部が四十七年二月二十五日をもって任期満了となり、これにともない次の団員が幹事となりました。

消防 団長	盛田 元一	才三分団長	逢坂 芳一
副 団長	木村 徳衛	副分団長	飯田 又吉
指導 部長	中村源一郎	班 長	盛田 勇次郎
第一分団長	盛田 憲哉	班 長	盛田 嘉治
副分団長	高村 巖	班 長	西村 由次
部 長	根本 晃	班 長	盛田 鉄次
部 長	佐藤 一志	班 長	古城 保雄
班 長	坂本 栄一	副分団長	川原 勝美
班 長	河辺 啓	副分団長	和野 昭一
班 長	大沢喜代次	班 長	東出 国吉
班 長	伊達 貞雄	班 長	八木橋勝美
班 長	天満 武広	班 長	松本 豊蔵
班 長	浦 京造	班 長	以上三十二名

入学おめでとう

今年四月に鹿部小学校に入学される方々は次のとおりです。

今年の入学者は全部で九十二名です。

（四〇・四・二―四一・四・一まで生まれた人）

児童名 保護者
 相沢 郁子 十四男
 阿部久美子 連太郎
 飯田 英和 紀一郎
 岩井 信憲 一雄
 伊藤 明 忠
 飯田 広美 常義
 伊藤 出 辰男
 伊藤 詠子 孝男
 上平 里美 秀男
 政坂 勝広 英美
 小田美由紀 民生
 大村 昭一 誠一
 長川 康司 健一
 大沢 道子 喜代次
 大村 師加 真一

大橋 恵鈴
 小笠原信親 源蔵
 小笠原 強 勇
 川村 文昭 良一
 川崎 深雪 孝吉
 川口 孝広 昌昭
 川原 由子 俊弘
 釜沢 幸次 芳春
 木村なおみ 正直
 工藤千佳子 繁男
 工藤 敦弘 卓
 草野美由紀 宏
 工藤 和恵 収
 児玉 貫 進
 小林 仁幸 淳悦
 近堂 秀 俊行
 小嶋 幸彦 弘
 今野 英子 重喜
 佐藤美保子 安治
 佐藤 昌仁 克之
 佐藤 晴美 哲哉
 佐藤 修 征紀
 斎藤 弘子 實

沢川 一哉 石雄
 酒谷 節子 利夫
 塩越 俊也 勝一
 竹浪 敏晃 健治
 伊達 秀雄 貞雄
 田中 稔 岩夫
 高田 恵子 幸吉
 高本みち子 新一
 高橋 邦彦 邦夫
 高山 寿美 喜一郎
 津田 明美 健作
 津坂 孝夫 善次郎
 中野 史子 勝雄
 中野真由美 貞雄
 中野 佳修 正彦
 中村いづみ 幸一
 中村 了樹 弘次
 西村 弘子 栄
 西村 公位 宏一
 西部智哉子 順一
 西村 和美 栄次郎
 能代 久幸 孝一
 能戸 聡 進
 半洲毛美保子 重義
 林 実 高光
 長谷川久子 保
 長谷川郁子 固

長谷川 明勝 吉
 表野 明 清勝
 桧山 泰子 昭夫
 平田 照勝 房男
 福地 大作 正雪
 古内 昭子 昭次郎
 松本みどり 秀康
 松川美紀子 茂男
 松井 弘子 喜一
 松本 直美 育雄
 三浦 礼子 一雄
 三浦亜希子 正和
 村田 吉弘 薫
 盛田 浩 嘉治
 盛田実里樹 安一
 盛田 治子 賢治
 毛利 智子 武蔵
 毛利 佳奈 武四
 山内 智子 忠
 山口 茂 久幸
 吉田 佳弘 政義
 吉田 優子 富義
 吉田 俊広 重三
 和野江利子 武一
 和野 剛 優
 若山 千秋 正直
 館山みゆき 義隆

漁船新造祝いを

やめよう

鹿部漁業協同組合のオ八十九回総代会（四十三年十月）において、新生活運動の事業の一つとして漁船の新造祝いの自粛することに決議されました。

この運動の成果は著実にあげられつ、ありますが、まだ一部の漁家に昔からのしみたりで新造祝いを行なっているところがあるように聞いております。そこで、この運動の趣旨を良く理解され、なお一層の自粛をようご協力下さい。

▽船主側は祝膳、引出物などの贈呈をやめよう。

▽招待される方々も祝酒、酒肴料、大漁旗などの贈呈は一切やめよう。

▽この新造祝い廃止により、新造された船主に対し、漁業協同組合から大漁旗一本と清酒五本以内を寄贈します。

銃砲刀剣類を所持している方へ

村内の方で銃砲刀剣類を所持している方、又これら所持しようとする方は、ぜひ次の手続きをして下さい。

銃砲刀剣類所持等取締法によりけん銃・小銃・機関銃・砲・猟銃・その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃、又刃渡十五センチメートル以上の刀剣・やり・なぎなた・あいくち、及び四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフは、この法律の効力を受け何人も次の所持許可を受けなければなりません。

- 一、許可を申請するところ住所を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければなりません。
- 一、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者。
- 一、人命救助又は、と殺若しくは漁業、建設業その他の産業の用途に

道夫一家 工機恒美



供するに、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃又は、と殺もしくは捕鯨砲、もり銃、捕鯨用網索発射銃その他の産業の用途に供するため必要な銃砲で政令で定めるものを所持しようとする者、等きびしい法律がある。

尚、所持することになった日から十四日以内に公安委員会の確認を受けなければならないことも大切である。

又美術品若しくは骨とう品として価値のあるものは文化庁長官が登録をする。この様に銃砲刀剣類の所持にはいくつかのきびしい規定があるが次の項目に該当する者は所持できない。

- ① 満十八才に満たない者。
- ② 精神病者、病薬若しくは大麻の中毒者又は心神耗弱者。
- ③ 住所の定まらない者。
- ④ 許可の取消しを受けて三年を経過しない者。
- ⑤ 所持の禁止の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、刑の執行を終えて三年以上経過しない者。
- ⑥ 他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある

と認められたものも又相当の理由のある者。

山火事を防ごう！

山火事予防強調運動期間

いよいよ畑や造林などの仕事が忙しくなる季節となりました。

四月～六月にかけて、最も火災が多く発生するシーズンです。

皆さんの財産である緑の山を、不注意やいたずらのために灰にしてしまうことのないよう。皆が気を付け、山火事の加害者、被害者加

とならぬよう心がけて下さい。今年も又、次のとおり運動期間を設けて周知を図りますのでよろしくご協力下さい。

- ▽山火事予防強調運動期間の設定
- （実施期間）
- 四月一日～六月三十日迄
- （強調期間）
- 四月十日～五月二十日迄

- ▽広報宣伝
- (1) 支庁より広報車「こだま号」を運行
- (2) セスナ一七型機による空中宣伝を実施（四月二十日～五月七日までの間に二日間実施）

▽火入許可
四十六年度の火災発生件数中、

ゴミ焼の無届で四件の火災発生がありました。

ゴミ焼造林地地帯の火入は、役場に届出をしなければなりません。届出は印鑑を持参の上、役場産業課に届出下さい。

▽入林者は許可を受けて

山菜採取、ハイキングなどの目的をもって入林する人は、時前にもよりの役場、林務署駐在所、巡視員などに届出をし許可を受けて下さい。

▽造林地帯のための火入
造林地帯のため火入をする人は隣接が国道有林地で一キロメートル以上の火入れは国、道有林との協議が必要です。

▽火災発生は全道で渡島がトップ
四十六年の林野火災被害統計によりますと、火災発生件数は全道でトップ（二十七件）という不名誉な実績が出ました。

皆さんの協力によって火災の発生を防ぎましょう。

全達漁業経営記録

優良漁家として、佐藤義憲さんが表彰

漁家の営漁改善を、めるに当り、これまでの漁業経営の記録をし、その記録の中から改善すべき事柄を見つけることが肝心です。

このことから漁業者に対し、漁家簿記の記録をしよう指導を行ない、その記録から営漁改善を立派に実施している漁家が年々増加しております。

こうした経営記録をしている漁家の中から優良漁家を北海道指導漁業協同組合連合会が表彰しておりますが、四十六年度漁業経営記録優良漁家として本村字鹿部の佐藤義憲さんが表彰されました。

対象として、二ヶ年以上本人又は家族が記帳を継続して、漁業経営記録を行ない、営漁改善に努めている漁家です。

国民年金に加入しましょう!!

最近、老人福祉の問題が重要視されて来ております。自分自身の、老後の問題は、真剣に考えなければなりません。

このようなことから考えて、国民年金に加入することを、おすすめます。国民年金は、強制的に加入しなければならぬ人と、希望により加入できる人とに、分かれており、農業、漁業、自営業に従事している人や、その家族は、男女を問わず、必ず加入しなければなりません。このような方で、加入もれとなっている方は、いままぐ役場民生課へ申し出て下さい。

村の人口

総数	4,841人
（男）	2,380人
（女）	2,461人
世帯数	1,030名